

「新しい東北」官民連携推進協議会 連携支援制度 制度概要

制度趣旨

「新しい東北」官民連携推進協議会 連携支援制度は、協議会の会員が他団体と連携して実施する「新しい東北」の創造に向けた活動の促進を目的としています。

協議会の活動の一環として、会員が他団体と連携して取り組む課題解決に向けた勉強会や、ワークショップ等の開催経費の一部を協議会が支援するとともに、協議会ポータルサイト等を通じた周知広報を行うことで、会員の取組の様子を他の会員等にPRします。

支援の内容

申請できる団体

「新しい東北」官民連携推進協議会の会員

対象となる取組(次の要件を全て満たすもの)

1. 「新しい東北」の創造に向けた勉強会、ワークショップ等であること。
2. 「新しい東北」官民連携推進協議会の会員が他の団体と連携して実施する、または、連携を開始するための取組であること。
3. 他の団体との継続的な活動のために実施するものであること。
4. 取組の内容について、開催後、「新しい東北」官民連携推進協議会ポータルサイト上で公表することが可能であること。

※ ただし、以下の取組は対象となりません。

- ・ 物品等の販売、その他営利を目的とするもの。
- ・ 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。

支援金額

支援金額は、10万円を上限とします。

支援対象経費

- ・ 会場借上費：開催会場の使用料金（機器や物品の借上費を含む。）
 - 可能な限り、公共の会場を使用してください（民間の会場を使用する場合、その必要性を説明していただきます。また、勉強会等の内容に比して、会場が華美であり、その借上費が高額と判断される場合には支援できません。）。
 - 準備・片付けのための借上時間は、必要最小限としてください。
- ・ 外部から招へいする講師の謝金・交通費
 - 講師の謝金への支援は、上限2万円／人です。これを超える場合、講師の過去の実績等を示していただく必要があります。また、申請者が講師に支払う謝金の全額を支援できない場合があります。
 - 講師の謝金への支援（上限2万円／人）は、最低30分の講義等を想定しています。これより短い時間の講義等を行う場合には、支援額を減額することがあります。
 - タクシ一代は支援できません。
 - 講師の前泊、または後泊の費用は相応の理由がある場合にのみ支援します。

※ ただし、以下に該当する経費は対象となりません。

- ・ 当該費目の全部または一部について、国・地方公共団体等から補助・助成、または、企業から協賛金等の支援を受けている。
- ・ 取組の内容に比して、過大な費用を計上していると認められる。

広報支援

- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会としてのプレスリリース
- ・ 会員向けメール配信
- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会Facebookページでの投稿

申請方法

申請書に収支予算書及び関係資料（※）を添えて、事務局にメールにて提出してください。

※ 申請書に記載したこれまでの取組や今回の取組の概要を補足する資料がある場合のみ、提出してください。

申請期間

令和3年2月19日まで申請は随時受け付けます。取組を実施する少なくとも3週間前までに、事務局に申請を行ってください。

- ※ 申請後に取組の計画に変更が生じた場合、速やかにその旨を事務局にご連絡の上、変更の申請を行ってください。ただし、変更の申請が、取組の実施の3週間前を切って行われた場合であって、変更に相応の理由がないと判断されるときには支援できないことがあります。十分に計画を立てた上で、申請を行ってください。
- ※ 事前に変更の申請がないままに取組を変更して実施した場合、事後に支援の承認を取り消す場合があります。

その他注意事項

1. 取組実施後、実施報告書及び収支決算書(何らかの収入があった場合のみ)を事務局にご提出ください。実施報告書は、「新しい東北」官民連携推進協議会ポータルサイトに掲載します。
- ※ 実施報告書は、取組結果について具体的に記載してください。実施報告書の内容から、取組の内容・成果等が認められないときは、支援の承認を取り消す場合があります。
2. 支援金のお支払いは、実施報告書のご提出後となります。
3. 1団体につき、連携支援制度、連携セミナー制度を合算して、年度中2回まで支援を申請できます。

お問い合わせ

「新しい東北」官民連携推進協議会 事務局 (PwC コンサルティング合同会社)

Tel : 03-6869-5330 (9:00~17:30 土曜・日曜、祝日を除く)

Mail : JP_Cons_New-Tohoku@pwc.com